

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第五号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和二年一月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（令和三年十二月に支給する期末手当に関する経過措置）

- 4 令和三年十二月に支給する期末手当に関する第十一条第一項及び第十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「条例第十九条第二項に定める割合」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和三年十一月奈良県条例第二十五号）第一条の規定による改正前の条例第十九条第二項に定める割合」とする。

附 則

この規則は、令和三年十二月一日から施行する。